

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

### 奈良県人事委員会規則第三十一号

#### 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第三号中「配偶者同行休業をし」の下に「、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十九年三月奈良県条例第五十三号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第二条の規定により自己啓発等休業をし」を加える。

第十二条の三第二項第二号及び第十二条の四第二項中「配偶者同行休業をし」の下に「、自己啓発等休業条例第二条の規定により自己啓発等休業をし」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。